

カメラがとらえた

いちかわみさと



■グランプリ

『桜の木の下へ』

小池宏幸(市川三郷町)

《講評》春のうらかな日差しと見事に咲いた桜の巨木。これだけでも十分絵になる光景ですが、二人の少女の後姿で作品に命が吹き込まれました。作品の中から風の音や少女たちの笑い声、桜の花の香りが感じられます。優れた作品とはこういう物。構図は基本に忠実でありながら、作者の作画意図が100%反映され、見事なバランスを保っています。いつまでも見ていたい。そんな気持ちにさせる素晴らしい作品でした。

応募作品町内外から141点

町では「市川三郷フォトコンテスト」と称し、一年間をとおして町内の情景を表現した写真を募集しました。町内外から応募された写真は、全141点。このたび審査会が行われ入賞作品が決定しました。審査にあたった、やましたこういち審査委員長は「ジャンルに拘らない、自由な作風に触れていると、地域の恵まれた環境をとてもうらやましく思います。応募者全員の『温かい写真の目』が感じられました」と総評しました。

2014市川三郷フォトコンテスト 入賞作品

■特別賞■

高橋 正仁 上野原市
沢登今朝雄 南アルプス市

■入選■

相川 悟 市川三郷町
土屋 征吉 市川三郷町
沼倉 司 富士吉田市
菅野斗施雄 埼玉県
河西 茂彦 南アルプス市

■ファミリー賞■

一瀬 芳三 市川三郷町
村松 勇 中央市
志村 茂雄 吹田市
小林 敬子 甲府市
小尾 明 甲府市
敬称略

「ぼたんの花まつり」で表彰式
4月25日、第28回「ぼたんの花まつり」で表彰式が行われました。グランプリを受賞した市川三郷町の小池宏幸さんは仕事の為欠席でしたが、作品のモデルでもある2人の娘、結羅さん(8歳)と璃子さん(5歳)が代理で表彰されました(写真・右)。さらに奥さんの美穂さんも、四季の祭り賞・夏を受賞し夫婦でダブル受賞となりました。美穂さんにお話を伺うと「作品を撮りに行くのではなく、家族で出かけた際に子どもを撮影している。そんな一コマをコンテストに応募している。グランプリの受賞は初めてで表彰式は夫も楽しみにしていたが、出張になってしまった。」と受賞した喜びを語ってくれました。





春賞『桜の下で』

渡辺 勝 (忍野村)

四季の祭り賞



夏賞『まぶしい夏の日』

小池美穂 (市川三郷町)



冬賞『舞い終えた歓び』

岡田泰文 (甲斐市)



秋賞『リーダー』

高野宣三 (市川三郷町)

2015市川三郷フォトコンテスト 作品募集

町では、町内の情景を表現した「市川三郷フォトコンテスト」を企画し、作品を募集しています。

入賞作品はイベントポスター、ホームページなどのPRに活用させていただきます。写真撮影に興味のある方はふるってご応募下さい。

【募集テーマ】

「いちかわみさと」の四季 (春夏秋冬)
あなたが見つけた市川三郷町の四季を自由に切り取った写真を募集します。市川三郷町の祭り、イベント、風景、文化、人々の交流などが感じられる写真をご応募下さい。

【応募サイズ】

フジカラープリント 4 ヶ切・RP プリント 4 ヶ切・RP クリスタル 4 ヶ切・デジカメプリントクリスタル PRO4 ヶ切・クリスタル Lite4 ヶ切

【募集締め切り】

平成 28 年 2 月 29 日 (日) (当日消印有効)

【応募先】

山梨フジカラー製品取扱い店、町産業振興課商工観光係
(市川三郷町上野 2714-2 ☎ 055-240-4157)

【賞品】

グランプリ1点 (賞金 10 万円)、四季の祭り賞4点 (賞金 2 万円)、特別賞2点 (賞金 1 万円)、入選5点 (副賞)、ファミリー賞5点 (副賞)

※高校生以下の場合、賞金は図書券になります。

【主催】市川三郷町

【協賛】町内写真館

(芦沢カメラ、カメラのドバシ、塚原写真館、いわま写真)

【後援】(株)山梨フジカラー、山梨県カメラ商組合、富士フィルムイメージングシステムズ(株)、山梨県写真団体連絡協議会、三珠地区文化協会写真部、市川カメラクラブ

第6期介護保険事業計画の策定と 介護保険料改定のお知らせ

介護保険料が 改定されます

介護保険制度では、3年ごとに「介護保険事業計画」を策定し、介護保険サービスの見込み量やサービス確保の検討などを具体的に計画することになっています。

町ではこれに基づき、平成27年度から平成29年度までの高齢者施策や介護保険事業の運営方針を定めた「第6期市川三郷町介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定しました。

介護保険制度が 始まって15年

介護保険制度は、介護の必要な状態になった方に対して社会全体で支え合い、介護保険サービスを提供する制度として平成12年に創設されました。

介護保険事業計画は、介護保険法や老人福祉法に基づき3年に一度の見直しを行い、現状と計画との格差を調整しています。介護保険制度は、施行後15年が経過し、介護サービスを利用されている方も増加し、本町の高齢者を支える制度としてなくてはならない制度です。

計画の基本方針と 基本施策

町の今後を考えたとき、高齢化がますます進むうえ、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯、認知症の人はさらに増加することが予測されており、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を見据え、地域の実情にあい、地域で支えるという視点での「地域包括ケアシステム」の構築と推進をめざす必要があります。第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、取り組みを本格化していきます。（図1）

介護保険の財源構成

介護保険料の設定には、介護報酬の改定、認定者数の推移、サービスの利用の見込などからどのくらい費用がかかるかを推計し、さらに町が継続的に取り組んでいる介護予防事業の効果を踏まえ、3年間の介護保険事業費を算出しました。平成29年度までの3年間に必要となる費用は6億7千5百万円と推計されます。介護保険に係る費用のうち半分は被保険者の支払う保険料で残りの半分は国や県、町の公費でまかなっています。（図2）

■施策の体系（図1）

基本理念

住み慣れた地域で仲間と支え合う
やすらぎのあるまちづくり

基本方針

高齢者が生きがいを持ち、
安心して健やかに暮らせる、まちづくり
～地域包括ケアの実現を目指して～

基本施策

- 地域包括ケアシステムの構築
- ① 医療・介護の連携推進
 - ② 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
 - ③ 認知症施策の総合的な推進（認知症総合支援事業）
 - ④ 高齢者虐待防止・権利擁護の推進
 - ⑤ 地域ケア会議の推進
 - ⑥ 住環境の整備
 - ⑦ 介護サービスの充実

平成27～29年度 段階別介護保険料（表1）

段 階	対 象 者	年 額 (月 額)	基 準 割 合
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、合計所得金額と課税年金収入額の合計80万円以下	30,400円 (2,533円)	基準額×0.45
第2段階	世帯全員が町民税非課税	50,670円 (4,223円)	基準額×0.75
第3段階	合計所得金額と課税年金収入額の合計120万円超	50,670円 (4,223円)	基準額×0.75
第4段階	本人が町民税非課税	60,800円 (5,067円)	基準額×0.9
第5段階	(世帯課税)	67,560円 (5,630円)	基準額
第6段階	合計所得金額120万円未満	81,070円 (6,756円)	基準額×1.2
第7段階	合計所得金額120万円以上190万円未満	87,820円 (7,318円)	基準額×1.3
第8段階	合計所得金額190万円以上290万円未満	101,340円 (8,445円)	基準額×1.5
第9段階	合計所得金額290万円以上	114,850円 (9,571円)	基準額×1.7

町福祉支援課介護係 ☎ 055-272-1106

今年度からの保険料

新たに第6期介護保険事業計画がスタートし、それに伴い65歳以上の方の介護保険料も見直されました。平成27年度からの介護保険料は、基準額で月額5,630円です。

個人の保険料額は、対象となる方、またその世帯の昨年1年間の所得を元に9段階に分けられています。それぞれの段階の条件、年額、月額を表1のとおりです。

介護保険料

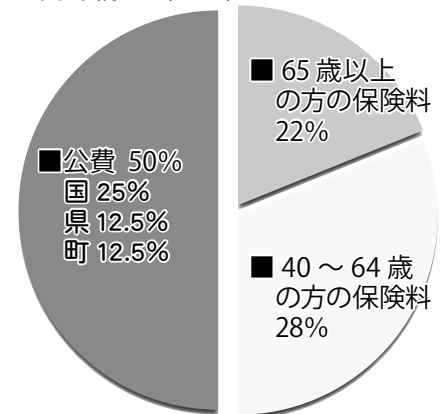
値上げの理由

前述したこれら様々な要素を推計した結果、今年度からの介護保険料額は基準額で16・1%の増額となりました。増額となった理由としては次の要因が挙げられます。

▼高齢者世帯の増加、老々介護、認知介護、未婚の介護者の増加による在宅介護の限界が予想され、在宅介護の限界により施設利用希望の増加が見込まれる。

▼本町の高齢化率は平成26年度で33・4%、平成29年度には36・5%と上昇が予想され、介護や介護予防を必要とする方の介護給付費の増加が予測される。

■財源構成（図2）



▼高齢者の内、後期高齢者が占める割合は平成26年度で56・6%、平成29年度には57・6%と上昇が予想され、重度の要介護者の増加が予測される。

▼本町の介護認定率は平成26年度で17・7%、平成29年度には19・6%と上昇が予想されサービス利用量の増加が見込まれる。

▼介護認定率全体に占める後期高齢者認定者割合は平成26年度で28・8%、平成29年度には31・1%と上昇が予想され重度の要介護者のサービス利用量の増加が見込まれる。

▼医療制度改革による入院日数の減少や、介護報酬の改定による老人保健施設からの在宅復帰率の増加が見込まれる。併せて医療度が高い在宅療養者も増加し在宅サービス費の増加も見込まれる。

町には、福祉の増進を図るため、扶養手当など様々な制度があります。これらの手当は、申請をしないと受けることができません。主な手当などを紹介しますので、もう一度チェックしてみてください。



■児童扶養手当

自立促進を目的に父母の離婚、父または母の死亡などによって、父または母と生計が異なる児童に手当を支給する制度です。

町いきいき健康課子育て支援係
☎ 0556-32-2114

■心身障害者 心身障害児福祉手当

在宅の心身障害児・心身障害者を保護している方に対し、手当を支給します。

【支給対象者】

次のいずれかを所持している者の保護者

- ☐ 身体障害者手帳 1～2 級
- ☐ 療育手帳 障害程度 A
- ☐ 精神保健手帳 1～2 級

※ただし次の方は対象にはなりません。

- ・ 障害年金、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当の受給者
- ・ 施設入所者
- ・ 市町村民税課税世帯に属する方

【支給額】 月に 2,000 円

【支給月】 7 月、11 月、3 月

(4 カ月分まとめて支給します)

町福祉支援課福祉係 ☎ 055-272-1106

申請はお済みですか？

各種手当などの お知らせ

■児童手当

■対 象 中学卒業までの子を養育している方

■支給額 ☑ 3 才未満⇒ 15,000 円

☑ 3 才以上⇒ 10,000 円

(ただし第 3 子以降は 15,000 円)

☑ 中学生⇒ 10,000 円

■所得制限

子どもを養育している方の所得が右の限度額以上の場合、支給額は一律 5,000 円です。

扶養親族等の数	所得制限限度額
0 人	622 万円
1 人	660 万円
2 人	698 万円
3 人	736 万円

■支給時期

原則として毎年 6 月、10 月、2 月にそれぞれ前月分までを支給します。

◆◆◆現況届の提出をお忘れなく◆◆◆

※ 6 月上旬、各家庭に送付予定です

提出がない場合は、6 月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

■提出期限 6 月 30 日(日)まで

■現況届に必要な添付書類

- ・ 請求者の方が厚生年金加入者の場合
⇒ 「健康保険被保険者証」の写しなど
- ・ 平成 27 年 1 月 1 日現在、本町に住民登録のなかった方
⇒ 前住所地発行の児童手当用所得証明書

※ 詳細は 6 月上旬にお手元に届く通知をご覧ください。

町いきいき健康課子育て支援係
☎ 0556-32-2114

長田 優史
||
千頭和春香

藤井 孝幸
||
加藤 美佳

今福 宏之
||
遠藤かおる

杉本裕一朗
||
金澤 麻衣

結婚
すばらしいご家庭を
両人の氏名

櫻井 心春
和 巳 葛籠 沢

小笠原綾音
楨 貴 落 居

村松 紗衣
裕 市川大門

大平 輝真
国 宏 市川大門

誕生
元気に育ってね
氏名 届出人 地域

※ 本人・ご家族の申し出があったもののみ掲載

おめでとう
おめでとう
4 月届出分
(敬称略)

■子育て世帯臨時特例給付金

○支給対象者 本年6月分の児童手当の受給者
※ただし、子どもを養育している方の所得が、児童手当の所得制限額以上の方は、対象外

○支給額 子ども1人につき 3,000円

○申請手続 6月上旬に児童手当を受給されている方に送付した現況届が申請用紙となります。
※公務員の方は、職場から申請書が配布されます。ご記入の上、役場まで提出して下さい。

○申請期限 7月31日(金)まで

○支給時期 10月(予定)

※本年度分の住民税が課税されていない方を対象とした臨時福祉給付金の支給も予定しています。対象の方には8月に申請書を送付する予定です。

☎町いきいき健康課子育て支援係
☎ 0556-32-2114

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業

■市川三郷町こども商品券

子育て世帯に交付します

○対象世帯 本年4月1日現在、市川三郷町内に18歳以下の方がいる世帯

○交付内容 1世帯につき 5,000円分
(500円券×10枚)

○交付方法 6月末に、対象世帯に書留にて商品券・取扱店一覧を発送します。

○商品券の有効期間 平成27年7月5日(日)～12月31日(木)

○取扱店 町内に店舗のある、取扱店として登録された事業所

☎町いきいき健康課 ☎ 0556-32-2114
町商工会 ☎ 055-272-4711

■特別児童扶養手当

障害があり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の児童を養育している家庭に支給されます。

支給要件として、おおむね身体障害者手帳1～3級、療育手帳A～B-1程度の交付を受けている方です。

なお、所得制限などにより手当が支給されない場合があります。

☎町福祉支援課福祉係 ☎ 055-272-1106

■特別障害者手当

著しく重度の障害があり、日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方に支給されます。

著しく重度の障害とは、おおむね身体障害者手帳1級(視力・聴覚障害などは一部2級)程度の異なる障害が2つ以上ある場合と、最重度の知的障害や精神障害がある場合です。

なお、3カ月以上の入院や所得制限などにより手当が支給されない場合があります。

☎町福祉支援課福祉係 ☎ 055-272-1106

■障害児福祉手当

重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の方に支給されます。

該当となる重度の障害の程度は、身体の障害(内科的疾患も含む)が、おおむね身体障害者手帳1級(両手指欠損など一部の2級)、精神の障害については、療育手帳がA-2a程度の知的障害、または同程度以上の精神障害です。

なお、所得制限などにより手当が支給されない場合があります。

☎町福祉支援課福祉係 ☎ 055-272-1106

笠井 都子	加藤 哲哉	土橋 順太郎	大森 幸子	桐林 幸雄	長澤 みどり	伊井 てる代	伊藤 喜文	渡邊 保子	望月 太郎	土橋 妙子	渡邊 はづる	一瀬 みどり	青木 八重子	内藤 眞一	渡邊 千尋	塩島 康彦	窪田 利幸	内藤 昭治	高野 みよ子	村松 ふさ子	青木 まづ江
幸 都子	節 子	文 彦	貴求 雄	寿	要 市	克 彦	一 男	昭	紀美 子	俊 彦	石水 清子	等	勝 徳	由紀 子	千 雪	健 生	幸 一	亨	一 馬	義 晴	達 雄
岩 間	岩 間	岩 間	岩 間	大 同	大 同	高 田	高 田	高 田	市川 大門	市川 大門	市川 大門	市川 大門	市川 大門	下九 一色	大 塚	大 塚	大 塚	大 塚	上 野	上 野	上 野

※地域名は亡くなった方の最終住所地です

死亡
氏名
届出人
地域
お悔やみ申しあげます